

大規模氾濫減災対策協議会など

■大規模な氾濫の発生に備え、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するために、国、北海道、市町村等からなる減災対策協議会を設置し「水防災意識社会」の再構築に取り組んでいます。

取組概要

①重要水防箇所の周知

- ・一級河川について、洪水等に際して水防状特に注意を要する箇所(重要水防箇所)を水防管理団体へ周知

②合同の河川巡視

- ・重要水防箇所等、水防管理団体が洪水時等に迅速、かつ、的確な水防活動を行うよう出水期前や洪水経過後において水防管理者、水防団等と合同で河川の巡視を実施

③水防訓練

- ・水防管理団体等が実施する水防訓練に河川管理者も積極的に参加し、必要に応じ水防工法等について指導、助言

④水防情報、水防警報、洪水予報の連絡

⑤水防資材の整備状況

⑥指定水防管理団体の協議、水防計画

⑦その他

<重要水防箇所の合同巡視実施状況>



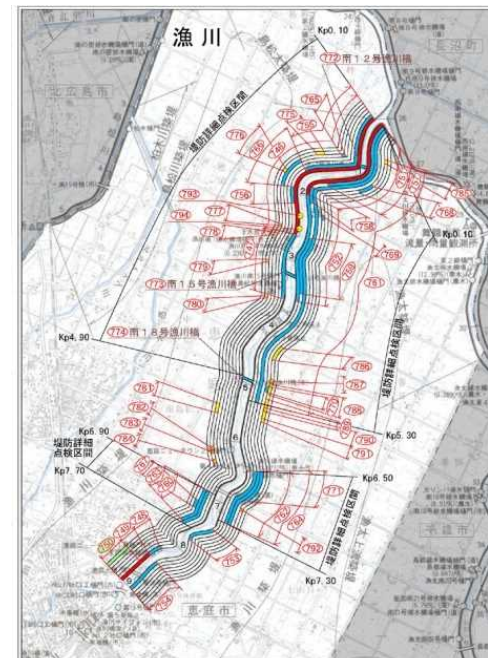
堤防上にて堤防高、堤防断面等、重要水防の評価種別を確認。自治体から過去の浸水被害の情報提供を頂き、出水時の連携について確認しています

減災対策協議会設置状況

平成29年6月から、国、道、市町村や気象台などの関係機関で構成する「減災対策協議会」を振興局など地域ごとに設置し、全道25の地域で協議会を開催しています。



<重要水防箇所の周知>



各自治体へ調書や図面を配布。また、ホームページにも公開し、一般市民へ周知
(例、石狩川水系漁川)

凡 例	
①	重要度A
②	重要度B
③	要注意
④	堤防高
⑤	堤防断面
⑥	法巻れ・スベリ
⑦	湧水
⑧	水害・洗掘
⑨	工事施工・新堤防・旧川跡
⑩	重点区画
⑪	危険箇所

注) 重点区画 ⑩ は現在のはん濫危険水位設定時の危険箇所